

番 号	12 請願第 10 号 ( 文教付託 )
受理年月日	平成 1 2 年 9 月 6 日
件 名	三鷹市市内在住の私立小・中学校就学者に対する教育費助成および市内私立学校に対する運営費助成について
提 出 者	三鷹・武蔵野・保谷・調布・町田・田無市私学助成協議会 代表者 明星学園小・中学校 P T A 会長 土屋 眞弓 ほか 38,311 人
紹介議員	大城 美幸、伊沢 桂子
要 旨	
<p>三鷹市では、私立小・中学校に就学させている市内在住の父母に対して、毎年、教育費助成金を交付するとともに、市内の私立学校に対して市内在住者在籍者数分の運営費助成金が交付されています( 教育費助成金年額 8,000 円、運営費助成金単価 4,000 円)。このことは、子どもを私学に通わせている父母たちを大きく励まし、貴市が全国に先駆けて最初にこの制度を導入されたことと併せて、三鷹市民の誇りでもあり、深く感謝いたします。</p> <p>またこのことは、私立学校も公立と同様に公教育の一翼を担っていることを認め、市民が私学を選ぶ権利を認めてくださっている貴市の高い見識を示すものとして、高く評価いたしたいと思えます。</p> <p>憲法では、「義務教育はこれを無償とする」と定められております。実際、公立の小・中学校の教育費は、全額、国と市が税金から負担しています。ところが、私立の小・中学校を選んだ父母は、義務教育でありながら、“義務免除” という制度によって、無償とはほど遠い学費負担を強いられます。私たちは諸税を納めた上に学費をも負担しているのです。税金は、国民の教育費を含んでおり、その意味では教育費の二重払いではないでしょうか。</p> <p>私たちが、もし公立の小・中学校を選んだ場合、その教育費を市が負担しているはずで、私立小・中学校を選んだ父母に対しても、その教育費のせめて一部でも還元されるべきものと考えます。公立の父母と同様、私立に通わせている父母に対して、経済的負担を軽減するために、以下の事項を請願いたします。貴市の、なお一層のご尽力をいただきますようお願いいたします。</p> <p>〔 請願事項 〕</p>	

- 1 . 市内在住の私立小・中学校に就学する児童・生徒に対する教育費助成の増額
- 2 . 市内の私立学校に対する運営費助成の増額
- 3 . 国と都あてに、私立小・中学校就学者に対する教育費助成の意見書の提出